

郵送請求専用

戸籍証明書(謄・抄本等)交付申請書

吹田市長宛

令和2年2月5日

請求者	住所	〒 564-0041 *住民登録地をご記入ください。 大阪 都道府県 吹田市泉町1丁目3番40号	電話番号	*日中に連絡がつく電話番号をご記入ください。 06-6384-1231
	氏名	*自署又は記名押印 吹田 次郎 印 生年月日 昭和40年1月2日	メールアドレス	*国外から請求される方はご記入ください。
	筆頭者から見て	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母・祖父母 <input checked="" type="checkbox"/> 子・孫 ( 二男 ) <input type="checkbox"/> 代理人[要委任状] <input type="checkbox"/> その他[要疎明資料] ( )	*本人以外から請求の場合は、配偶者や直系親族であっても親族関係を確認できる書類(戸籍謄本等)や委任状が必要な場合があります。 *請求する戸籍に記載がない方から請求の場合は、権利義務関係がある等、正当な理由を確認できる疎明資料が必要です。	
使用目的	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 車両関係 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 生命保険 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input checked="" type="checkbox"/> 相続(被相続人: 吹田 太郎) <input type="checkbox"/> 戸籍届出(婚姻届・転籍届等) <input type="checkbox"/> その他 ( ) )に使用、提出するため			

必要とするもの	本籍	吹田市 泉町1丁目3 番地番	ふりがな	すいた たろう
			筆頭者氏名	吹田 太郎 *戸籍の最初に記載されている方(亡くなられても変わりません。)
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍	<input checked="" type="checkbox"/> 全部事項証明(謄本)	450円 各1通	<input type="checkbox"/> ( )の(出生・婚姻・離婚・死亡)の記載のあるもの <input checked="" type="checkbox"/> ( 吹田 太郎 )の出生～死亡までの連続した戸籍
	<input checked="" type="checkbox"/> 除籍	<input type="checkbox"/> 個人事項証明(抄本)	750円 各1通	<input type="checkbox"/> ( )と( )の関係がわかるもの <input type="checkbox"/> その他( )
	<input checked="" type="checkbox"/> 改製原戸籍(昭和・平成)	必要な方の氏名 ( )		
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍の附票(※1)	<input type="checkbox"/> 全部証明 <input type="checkbox"/> 個人証明	300円	
	<input type="checkbox"/> 受理証明書			提出先より指定された内容があれば、記入してください。
	<input type="checkbox"/> 届書の写し			
	<input type="checkbox"/> 成年被後見人でない証明(禁治産者、準禁治産者)			
	<input type="checkbox"/> 破産者でない証明(※2)	2項目(両方とも)	600円 通	必要な方の氏名 ( )
<input type="checkbox"/> 独身証明書	提出先 <input type="checkbox"/> 結婚相談所 <input type="checkbox"/> その他( )	300円 通	必要な方の氏名 ( )	
<input type="checkbox"/> その他証明書( )		300円 通	内容 ( )	

※1 戸籍の附票には、その戸籍ができた時点からの住所の履歴が記載されます。

◇吹田市では、平成20年11月29日に戸籍を改製(コンピュータ化)しましたので、平成20年11月29日以前の住所の証明も必要な場合は、改製原戸籍の附票も必要となる場合がありますので、念のため小為替を 600円分 をご用意ください。

◇平成19年12月31日までに除籍もしくは改製されている附票については、既に廃棄済みのため交付することができません。

※2 いわゆる“身分証明書”をお求めになる方は、“成年被後見人でない証明”及び“破産者でない証明”の両方にチェックを入れ、小為替を 600円分 をご用意ください。

● 最近(2週間以内に)戸籍の届出をされた場合は、下記もご記入ください。

※戸籍への記載が完了するまでに、日数を要します。即日交付できない場合がありますので、ご了承ください。

氏名( 吹田 太郎 )の 出生・婚姻・離婚・死亡( )届	届出年月日	令和 2年2月1日	届出先	<input checked="" type="checkbox"/> 吹田市 <input type="checkbox"/> 市区町村
---------------------------------	-------	-----------	-----	---

請求方法については裏面へ

必要書類①から⑤までを同封し、「吹田市役所 市民課」宛てに郵送してください。

### ①交付申請書



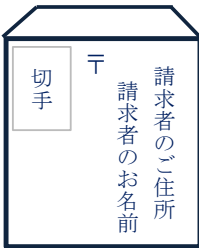
- もれなく記入してください。
- 確認のため、連絡する場合がありますので、**日中つながる電話番号**を必ず記入してください。

### ②交付手数料（郵便局の「定額小為替」又は「現金書留」）



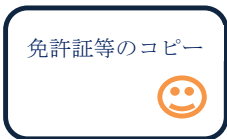
- 小為替は、表面・裏面とも何も記入せず、「払渡票」部分も切り離さないでください。
- 切手や収入印紙は換金できないため、交付手数料として取り扱いできません。

### ③返信用封筒



- 宛先に請求者の住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。
- ※戸籍を請求する場合、送付先は**住民登録している住所**に限ります。

### ④本人確認書類のコピー



- 官公庁が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）は1点
- 上記証明書がない場合、健康保険証や年金手帳など2点（ただし、いずれかに現住所が記載されたものが必要）

### ⑤（必要に応じて）その他の書類



- 代理人からの請求の場合は、**委任状**が必要です。
- 配偶者や直系親族からの請求であっても、親族関係を確認できる書類（戸籍謄本等）が必要な場合があります。
- 相続の手続きなど、自己の権利行使や義務履行のために戸籍を請求する場合、その事実を確認できる書類が必要です。



※専用郵便番号のため、住所の記載は省略できます。

### ※交付までの目安※

申請書類を受け付けた日もしくはその翌日に発行し、送付しています。ただし、申請書類に不備があった場合等、すぐに交付できない場合もあります。

お急ぎの場合は往復とも速達（+290円）でご用意ください。